

入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外55校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R6.7～R7.3 (kWh)	予定 使用電力量 R7.4～R7.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 55校)	56	5,415	6,859,800	1,904,200

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市立松浜中学校 外 55校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和4年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和6年 4月 8日（月）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和6年 4月 8日（月）から 4月 24日（水）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和6年 4月 8日（月）から 令和6年 5月 2日（木）まで
質疑書受付	令和6年 4月 8日（月）から 4月 22日（月）まで
質疑書への回答	令和6年 4月 30日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和6年 5月 14日（火）まで
入札書郵送受付	令和6年 5月 15日（水）から 5月 22日（水）まで
入札・開札	令和6年 5月 23日（木）
電力供給開始	令和6年 7月 1日（月）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階
新潟市教育委員会学務課
電話 025-226-3173
FAX 025-226-0042
電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和6年5月2日（木）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、令和4年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和6年5月14日（火）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和6年4月8日（月）から令和6年4月22日（月）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和6年4月30日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和6年5月23日（木）午前10時30分
 - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 302会議室
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
 - ア 受領期間 令和6年5月15日（水）から令和6年5月22日（水）まで
 - イ 受領期限 令和6年5月22日（水）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参

加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があった

ときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和6年4月24日（水）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/index.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) RE100 対応電気の提供状況

(資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (基礎または調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
(2) 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
(4) RE100 対応電気の提供状況	提供している	5
	提供していない	0
合計		105

注1 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎または調整後排出係数)

(単位 : kg-CO₂/kWh)

「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

また、事業者は基礎排出係数または調整後排出係数のいずれかを選択できるものとする。

なお、基礎排出係数または調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

注 2 令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 3 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和 3 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値
(算定方式)

令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況（％）

$$= \frac{\text{令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和 3 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和3年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和3年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

注4 RE100 対応電気の提供状況

提出時点において、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を提供可能かについて評価する。

1. RE100における再生可能エネルギー電気とは、バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光、水力、風力を用いて発電された電気をいう。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 55 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R5 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

- イ 予定使用電力量（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月） 別紙 3 のとおり
- ウ 使用電力量実績（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月） 別紙 2 のとおり
- ウ 最大需要電力・力率実績（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）別紙 2 のとおり

(3) 契約期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで（12 か月）

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
- イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握

(5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）

(6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

(1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。

(2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
件名「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校外 51 校）」は、「松浜小学校外 49 校分」、「東特別支援学校 外 1 校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

(参考)R5現行供給者一覧

新潟市立学校で使用する電力の供給
(松浜小学校 外51校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜小学校	株式会社 V-Power
2	南浜小学校	株式会社 V-Power
3	太夫浜小学校	株式会社 V-Power
4	濁川小学校	株式会社 V-Power
5	葛塚小学校	株式会社 V-Power
6	葛塚東小学校	株式会社 V-Power
7	木崎小学校	株式会社 V-Power
8	早通南小学校	株式会社 V-Power
9	岡方第一小学校	株式会社 V-Power
10	岡方第二小学校	株式会社 V-Power
11	山の下小学校	株式会社 V-Power
12	大形小学校	株式会社 V-Power
13	中野山小学校	株式会社 V-Power
14	木戸小学校	株式会社 V-Power
15	東山の下小学校	株式会社 V-Power
16	桃山小学校	株式会社 V-Power
17	下山小学校	株式会社 V-Power
18	牡丹山小学校	株式会社 V-Power
19	東中野山小学校	株式会社 V-Power
20	竹尾小学校	株式会社 V-Power
21	南中野山小学校	株式会社 V-Power
22	江南小学校	株式会社 V-Power
23	浜浦小学校	株式会社 V-Power
24	関屋小学校	株式会社 V-Power
25	鏡淵小学校	株式会社 V-Power
26	白山小学校	株式会社 V-Power
27	新潟小学校	株式会社 V-Power
28	日和山小学校	株式会社 V-Power
29	万代長嶺小学校	株式会社 V-Power
30	沼垂小学校	株式会社 V-Power
31	山湯小学校	株式会社 V-Power
32	上所小学校	株式会社 V-Power
33	鳥屋野小学校	株式会社 V-Power
34	笹口小学校	株式会社 V-Power
35	女池小学校	株式会社 V-Power
36	有明台小学校	株式会社 V-Power
37	南万代小学校	株式会社 V-Power
38	上山小学校	株式会社 V-Power
39	桜が丘小学校	株式会社 V-Power
40	紫竹山小学校	株式会社 V-Power
41	丸山小学校	株式会社 V-Power
42	大淵小学校	株式会社 V-Power
43	曾野木小学校	株式会社 V-Power
44	両川小学校	株式会社 V-Power
45	東曾野木小学校	株式会社 V-Power
46	横越小学校	株式会社 V-Power
47	亀田小学校	株式会社 V-Power
48	早通小学校	株式会社 V-Power
49	亀田東小学校	株式会社 V-Power
50	亀田西小学校	株式会社 V-Power
51	東特別支援学校	株式会社 V-Power
52	西特別支援学校	株式会社 V-Power

新潟市立学校で使用する電力の供給
(新津第一小学校 外55校)

番号	施設名	現行供給者
1	新津第一小学校	株式会社 V-Power
2	新津第二小学校	株式会社 V-Power
3	新津第三小学校	株式会社 V-Power
4	結小学校	株式会社 V-Power
5	荻川小学校	株式会社 V-Power
6	小合東小学校	株式会社 V-Power
7	金津小学校	株式会社 V-Power
8	阿賀小学校	株式会社 V-Power
9	新関小学校	株式会社 V-Power
10	小須戸小学校	株式会社 V-Power
11	矢代田小学校	株式会社 V-Power
12	新飯田小学校	株式会社 V-Power
13	茨曾根小学校	株式会社 V-Power
14	庄瀬小学校	株式会社 V-Power
15	小林小学校	株式会社 V-Power
16	白根小学校	株式会社 V-Power
17	臼井小学校	株式会社 V-Power
18	大藪小学校	株式会社 V-Power
19	根岸小学校	株式会社 V-Power
20	大通小学校	株式会社 V-Power
21	味方小学校	株式会社 V-Power
22	月湯小学校	株式会社 V-Power
23	小針小学校	株式会社 V-Power
24	新通小学校	株式会社 V-Power
25	内野小学校	株式会社 V-Power
26	木山小学校	株式会社 V-Power
27	赤塚小学校	株式会社 V-Power
28	小瀬小学校	株式会社 V-Power
29	笠木小学校	株式会社 V-Power
30	青山小学校	株式会社 V-Power
31	真砂小学校	株式会社 V-Power
32	五十嵐小学校	株式会社 V-Power
33	坂井輪小学校	株式会社 V-Power
34	坂井東小学校	株式会社 V-Power
35	西内野小学校	株式会社 V-Power
36	東青山小学校	株式会社 V-Power
37	大野小学校	株式会社 V-Power
38	黒崎南小学校	株式会社 V-Power
39	山田小学校	株式会社 V-Power
40	立仏小学校	株式会社 V-Power
41	新通つばさ小学校	株式会社 V-Power
42	岩室小学校	株式会社 V-Power
43	和納小学校	株式会社 V-Power
44	曾根小学校	株式会社 V-Power
45	鑑細小学校	株式会社 V-Power
46	升湯小学校	株式会社 V-Power
47	中之口東小学校	株式会社 V-Power
48	中之口西小学校	株式会社 V-Power
49	越前小学校	株式会社 V-Power
50	松野尾小学校	株式会社 V-Power
51	巻南小学校	株式会社 V-Power
52	漆山小学校	株式会社 V-Power
53	巻北小学校	株式会社 V-Power
54	万代高等学校	株式会社 V-Power
55	明鏡高等学校	株式会社 V-Power
56	高志中等教育学校	株式会社 V-Power

新潟市立学校で使用する電力の供給
(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜中学校	株式会社 V-Power
2	南浜中学校	株式会社 V-Power
3	濁川中学校	株式会社 V-Power
4	葛塚中学校	株式会社 V-Power
5	木崎中学校	株式会社 V-Power
6	岡方中学校	株式会社 V-Power
7	早通中学校	株式会社 V-Power
8	光晴中学校	株式会社 V-Power
9	東新潟中学校	株式会社 V-Power
10	山の下中学校	株式会社 V-Power
11	大形中学校	株式会社 V-Power
12	石山中学校	株式会社 V-Power
13	藤見中学校	株式会社 V-Power
14	木戸中学校	株式会社 V-Power
15	東石山中学校	株式会社 V-Power
16	下山中学校	株式会社 V-Power
17	関屋中学校	株式会社 V-Power
18	鳥屋野中学校	株式会社 V-Power
19	白新中学校	株式会社 V-Power
20	寄居中学校	株式会社 V-Power
21	新潟柳都中学校	株式会社 V-Power
22	宮浦中学校	株式会社 V-Power
23	上山中学校	株式会社 V-Power
24	山湯中学校	株式会社 V-Power
25	大江山中学校	株式会社 V-Power
26	曾野木中学校	株式会社 V-Power
27	両川中学校	株式会社 V-Power
28	横越中学校	株式会社 V-Power
29	亀田中学校	株式会社 V-Power
30	亀田西中学校	株式会社 V-Power
31	新津第一中学校	株式会社 V-Power
32	新津第二中学校	株式会社 V-Power
33	新津第五中学校	株式会社 V-Power
34	小合中学校	株式会社 V-Power
35	金津中学校	株式会社 V-Power
36	小須戸中学校	株式会社 V-Power
37	白南中学校	株式会社 V-Power
38	白根第一中学校	株式会社 V-Power
39	臼井中学校	株式会社 V-Power
40	白根北中学校	株式会社 V-Power
41	味方中学校	株式会社 V-Power
42	月湯中学校	株式会社 V-Power
43	坂井輪中学校	株式会社 V-Power
44	内野中学校	株式会社 V-Power
45	赤塚中学校	株式会社 V-Power
46	中野小屋中学校	株式会社 V-Power
47	小針中学校	株式会社 V-Power
48	五十嵐中学校	株式会社 V-Power
49	小新中学校	株式会社 V-Power
50	黒崎中学校	株式会社 V-Power
51	岩室中学校	株式会社 V-Power
52	西川中学校	株式会社 V-Power
53	湯東中学校	株式会社 V-Power
54	中之口中学校	株式会社 V-Power
55	巻東中学校	株式会社 V-Power
56	巻西中学校	株式会社 V-Power

合計

株式会社 V-Power	164校
合計	164校

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
29	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
30	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	潟東中学校	新潟市西蒲区三方250番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
56	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】新潟市立学校で使用される電力の供給(松浜中学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和5年1月～令和5年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)												最大
			令和5年 1月	令和5年 2月	令和5年 3月	令和5年 4月	令和5年 5月	令和5年 6月	令和5年 7月	令和5年 8月	令和5年 9月	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 12月	
1	2101	松浜中学校	176	180	105	63	55	89	139	149	141	54	120	144	180
2	2102	南浜中学校	41	46	41	33	29	37	43	52	56	31	46	39	56
3	2103	瀧川中学校	72	71	51	42	39	46	64	74	71	32	47	59	74
4	2104	葛塚中学校	252	234	212	189	162	192	243	248	252	138	230	242	252
5	2105	木崎中学校	115	102	95	61	56	63	92	107	98	61	80	97	115
6	2106	岡方中学校	78	74	73	53	49	60	71	84	70	47	64	74	84
7	2107	早通中学校	113	105	98	71	67	94	113	151	126	72	111	107	151
8	2108	光晴中学校	182	162	141	126	104	113	133	161	157	82	122	169	182
9	2201	東新潟中学校	134	120	120	102	98	103	119	155	147	102	105	115	155
10	2202	山の下中学校	63	64	58	50	55	61	69	58	68	56	59	60	69
11	2203	大形中学校	74	77	73	75	65	70	92	103	105	60	87	82	105
12	2204	石山中学校	87	88	69	58	63	72	87	100	97	65	80	83	100
13	2205	藤見中学校	101	100	87	74	60	77	94	107	95	58	89	100	107
14	2206	木戸中学校	55	55	53	43	41	45	57	67	62	43	52	55	67
15	2207	東石山中学校	65	63	53	45	43	55	62	59	59	43	54	66	66
16	2208	下山中学校	64	65	55	50	46	52	59	55	58	44	54	65	65
17	2301	関屋中学校	69	67	59	55	54	64	70	72	67	52	58	70	72
18	2302	鳥屋野中学校	107	106	86	71	74	91	106	111	107	77	99	113	113
19	2303	白新中学校	106	100	86	56	60	65	83	86	99	58	75	90	106
20	2304	寄居中学校	84	79	73	64	54	67	81	74	70	53	58	67	84
21	2305	新潟柳都中学校	76	76	69	59	56	60	59	46	53	47	66	73	76
22	2307	宮浦中学校	93	90	77	55	53	68	76	83	78	59	77	86	93
23	2308	上山中学校	88	88	72	67	68	79	89	90	90	63	86	93	93
24	2309	山潟中学校	113	108	73	46	48	80	89	110	95	51	87	112	113
25	2401	大江山中学校	93	82	75	67	40	56	69	85	82	33	69	78	93
26	2402	菅野木中学校	90	90	68	70	45	71	90	102	93	46	78	91	102
27	2403	両川中学校	60	62	41	32	32	33	39	52	45	32	51	52	62
28	2404	横越中学校	79	78	70	67	78	78	75	78	77	76	80	77	80
29	2405	亀田中学校	73	75	69	59	60	63	74	80	69	57	68	72	80
30	2406	亀田西中学校	92	84	71	47	44	51	69	69	73	46	72	86	92
31	2501	新津第一中学校	72	74	72	63	58	64	60	60	69	61	71	78	78
32	2502	新津第二中学校	82	76	65	54	55	62	66	78	71	59	71	73	82
33	2503	新津第五中学校	70	69	54	44	52	55	79	73	79	47	60	67	79
34	2504	小舎中学校	49	45	38	23	23	28	38	49	41	20	37	43	49
35	2505	金津中学校	42	44	42	37	39	39	48	39	45	38	40	50	50
36	2506	小須戸中学校	43	42	42	36	32	35	37	34	37	32	40	40	43
37	2601	白南中学校	55	55	54	48	46	64	93	101	82	52	48	60	101
38	2602	白根第一中学校	86	84	85	61	47	61	79	98	93	44	73	80	98
39	2603	臼井中学校	46	47	40	35	31	36	41	48	40	23	39	44	48
40	2604	白根北中学校	148	144	114	95	83	92	119	136	135	57	105	125	148
41	2605	味方中学校	101	85	71	28	27	55	99	142	109	33	60	82	142
42	2606	月潟中学校	48	45	39	29	28	30	47	52	42	31	44	43	52
43	2701	坂井輪中学校	82	82	67	58	58	67	75	69	77	56	73	86	86
44	2702	内野中学校	164	156	138	65	95	95	135	168	157	57	130	157	168
45	2703	赤塚中学校	73	69	55	41	42	46	67	76	78	41	76	73	78
46	2704	中野小屋中学校	32	29	29	27	25	29	38	41	33	26	32	36	41
47	2705	小針中学校	117	117	93	76	87	100	113	120	122	78	103	108	122
48	2706	五十嵐中学校	80	79	64	62	63	63	78	71	76	62	77	79	80
49	2707	小新中学校	94	91	74	69	47	84	87	99	108	43	80	101	108
50	2708	黒崎中学校	86	67	54	56	71	101	129	155	163	48	106	146	163
51	2801	岩室中学校	70	66	64	50	38	51	53	53	55	49	54	65	70
52	2802	西川中学校	79	77	67	60	64	66	90	89	85	62	70	74	90
53	2803	潟東中学校	81	78	66	26	51	68	78	70	75	49	66	71	81
54	2804	中之口中学校	39	36	33	57	28	30	31	31	30	33	38	38	57
55	2805	巻東中学校	105	95	90	62	57	56	77	82	77	61	79	95	105
56	2806	巻西中学校	109	107	104	56	59	70	83	100	102	60	92	107	109

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月			
1	2101	松浜中学校	180	21,700	13,900	17,400	10,600	16,600	19,500	23,600	25,100	15,100	11,000	10,400	14,800	199,700	53,000	146,700
2	2102	南浜中学校	56	9,300	5,600	6,700	5,400	6,400	6,500	5,700	5,900	5,600	5,300	5,200	6,800	74,400	21,600	52,800
3	2103	濁川中学校	74	10,800	8,500	10,400	7,600	8,800	10,200	10,500	10,300	6,700	5,800	6,200	7,400	103,200	29,700	73,500
4	2104	葛塚中学校	252	45,300	45,600	47,200	37,300	42,600	48,100	52,700	52,400	35,600	37,800	35,400	39,500	519,500	138,100	381,400
5	2105	木崎中学校	115	14,200	13,400	14,500	11,200	12,800	15,100	17,400	17,200	12,100	10,600	10,000	11,200	159,700	42,100	117,600
6	2106	岡方中学校	84	12,000	9,000	10,900	8,900	10,600	12,200	11,500	12,500	10,700	9,600	9,100	9,800	126,800	31,900	94,900
7	2107	早通中学校	151	17,100	16,600	18,800	13,800	19,500	16,700	19,400	23,100	13,300	12,200	12,200	14,200	196,900	52,500	144,400
8	2108	光晴中学校	182	21,800	18,500	23,700	14,800	19,400	24,400	28,600	28,700	17,100	15,900	15,500	19,200	247,600	64,000	183,600
9	2201	東新潟中学校	155	23,300	20,800	22,700	17,100	18,600	19,700	19,000	20,900	16,400	14,400	13,200	17,100	223,200	66,800	156,400
10	2202	山の下中学校	69	14,900	10,700	15,700	14,300	10,900	10,700	10,500	12,200	10,000	10,200	10,400	12,200	142,700	41,300	101,400
11	2203	大形中学校	105	19,900	16,000	18,400	11,900	15,100	13,200	12,500	13,100	12,100	12,900	10,900	12,700	168,700	54,300	114,400
12	2204	石山中学校	100	17,800	13,800	16,600	14,300	11,900	12,600	13,000	13,400	10,800	10,900	12,100	15,000	162,200	48,200	114,000
13	2205	藤見中学校	107	21,000	14,700	16,900	13,400	15,300	17,800	16,100	16,700	13,600	13,300	12,600	14,200	185,600	52,600	133,000
14	2206	木戸中学校	67	14,600	14,800	15,200	10,600	11,100	10,400	10,300	10,900	10,200	9,500	10,000	10,400	138,000	44,600	93,400
15	2207	東石山中学校	66	17,400	11,900	12,500	11,300	11,900	12,700	12,300	13,500	10,500	10,400	10,400	11,400	146,200	41,800	104,400
16	2208	下山中学校	65	14,100	11,600	11,200	10,200	10,400	12,200	12,000	12,200	10,200	10,100	10,300	11,600	136,100	36,900	99,200
17	2301	関屋中学校	72	13,300	9,600	13,000	11,800	11,400	12,300	11,700	13,000	10,400	10,900	11,800	12,100	141,300	35,900	105,400
18	2302	鳥屋野中学校	113	19,600	12,900	19,600	15,700	17,100	18,700	18,100	20,200	14,800	15,200	14,600	17,600	204,100	52,100	152,000
19	2303	白新中学校	106	14,800	11,600	17,100	13,800	14,600	15,700	16,700	16,600	13,100	11,800	12,800	13,600	172,200	43,500	128,700
20	2304	寄居中学校	84	21,100	12,200	13,400	12,200	11,200	12,100	11,800	11,700	11,800	12,300	11,700	16,100	157,600	46,700	110,900
21	2305	新潟柳都中学校	76	14,000	7,500	11,600	11,300	12,400	13,300	13,600	12,900	11,900	11,000	9,900	13,300	142,700	33,100	109,600
22	2307	宮浦中学校	93	18,100	15,600	18,200	12,300	13,500	14,600	14,500	15,400	12,600	11,100	11,400	13,200	170,500	51,900	118,600
23	2308	上山中学校	93	17,300	14,200	17,500	15,000	16,400	18,100	18,100	19,500	14,400	13,300	14,000	15,600	193,400	49,000	144,400
24	2309	山潟中学校	113	14,800	14,200	15,100	12,400	14,800	18,300	19,100	21,400	11,800	10,300	11,300	13,200	176,700	44,100	132,600
25	2401	大江山中学校	93	13,500	9,000	10,800	6,800	10,200	11,600	12,500	13,500	7,900	6,900	6,300	8,100	117,100	33,300	83,800
26	2402	曾野木中学校	102	15,300	11,900	12,100	8,100	10,800	12,800	15,000	15,300	9,100	8,300	8,000	9,300	136,000	39,300	96,700
27	2403	両川中学校	62	5,600	4,900	6,000	4,800	6,100	7,400	8,000	8,200	5,400	4,900	4,800	4,900	71,000	16,500	54,500
28	2404	横越中学校	80	15,600	11,800	15,300	16,000	15,100	15,100	14,900	16,400	13,200	13,700	13,500	15,000	175,600	42,700	132,900
29	2405	亀田中学校	80	19,300	16,000	20,000	14,000	14,300	14,600	14,200	14,900	12,400	12,400	12,700	14,300	179,100	55,300	123,800
30	2406	亀田西中学校	92	12,300	10,700	12,600	11,200	12,300	13,700	14,400	15,000	12,200	9,700	10,300	11,000	145,400	35,600	109,800
31	2501	新津第一中学校	78	15,100	10,200	15,400	15,000	15,600	15,900	15,000	15,700	12,600	12,900	13,400	14,500	171,300	40,700	130,600
32	2502	新津第二中学校	82	15,100	12,300	15,100	14,200	14,800	14,100	15,200	15,400	12,300	12,400	12,800	14,000	167,700	42,500	125,200

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月			
33	2503	新津第五中学校	79	13,900	10,500	14,100	11,600	12,700	12,800	12,100	12,900	10,700	10,900	10,600	12,400	145,200	38,500	106,700
34	2504	小合中学校	49	6,100	5,300	5,800	4,600	5,400	6,400	6,800	6,600	5,300	4,700	4,500	4,900	66,400	17,200	49,200
35	2505	金津中学校	50	6,900	5,600	7,800	6,500	6,200	6,700	6,200	7,500	6,600	6,500	6,500	7,000	80,000	20,300	59,700
36	2506	小須戸中学校	43	7,500	6,300	8,100	6,800	7,700	8,700	8,300	8,500	7,300	7,000	6,400	6,400	89,000	21,900	67,100
37	2601	白南中学校	101	13,100	10,900	12,800	9,100	9,200	10,100	9,100	9,700	9,000	8,300	8,100	9,100	118,500	36,800	81,700
38	2602	白根第一中学校	98	13,200	11,700	13,300	9,700	11,400	12,600	12,100	12,800	11,000	10,400	9,600	10,600	138,400	38,200	100,200
39	2603	臼井中学校	48	7,300	6,400	6,600	5,400	5,700	6,700	7,200	7,500	7,000	5,500	5,500	6,000	76,800	20,300	56,500
40	2604	白根北中学校	148	23,600	16,100	20,000	12,600	17,100	21,600	22,500	24,400	16,400	15,600	11,600	14,000	215,500	59,700	155,800
41	2605	味方中学校	142	11,600	11,500	11,800	6,200	8,200	11,100	12,500	12,600	8,000	5,700	6,100	7,300	112,600	34,900	77,700
42	2606	月潟中学校	52	7,400	6,200	7,200	6,400	6,900	7,600	7,200	7,500	6,600	6,200	6,100	6,700	82,000	20,800	61,200
43	2701	坂井輪中学校	86	12,900	9,100	12,300	11,300	13,100	13,900	7,900	6,600	10,300	10,900	11,400	12,300	132,000	34,300	97,700
44	2702	内野中学校	168	22,000	18,100	22,100	12,100	18,000	21,700	23,300	25,400	16,600	12,100	11,200	13,600	216,200	62,200	154,000
45	2703	赤塚中学校	78	11,000	9,800	12,400	9,300	11,100	11,900	11,400	12,000	9,600	9,000	8,500	9,600	125,600	33,200	92,400
46	2704	中野小屋中学校	41	5,600	5,400	5,700	4,400	5,100	5,900	6,600	5,900	4,200	4,500	4,400	4,800	62,500	16,700	45,800
47	2705	小針中学校	122	19,800	13,800	19,300	16,200	17,500	18,300	19,100	19,400	14,600	14,000	15,200	16,800	204,000	52,900	151,100
48	2706	五十嵐中学校	80	12,700	8,700	13,900	13,000	14,200	14,000	14,200	14,800	10,200	11,900	13,100	13,300	154,000	35,300	118,700
49	2707	小新中学校	108	17,500	11,900	15,300	11,000	13,400	15,000	12,800	12,200	11,700	11,500	10,700	12,700	155,700	44,700	111,000
50	2708	黒埼中学校	163	19,200	15,400	19,700	11,600	14,900	19,800	21,400	21,900	10,500	11,100	11,300	14,600	191,400	54,300	137,100
51	2801	岩室中学校	70	8,700	6,600	7,900	7,200	9,100	10,200	9,700	10,800	7,700	6,900	6,100	6,800	97,700	23,200	74,500
52	2802	西川中学校	90	25,900	14,300	16,700	15,300	15,400	16,100	12,600	14,700	16,300	14,500	16,100	14,800	192,700	56,900	135,800
53	2803	潟東中学校	81	19,700	14,300	15,400	14,300	15,300	16,500	16,900	17,300	16,200	14,200	14,300	18,000	192,400	49,400	143,000
54	2804	中之口中学校	57	6,300	5,200	7,400	7,300	7,800	8,400	7,800	8,200	6,800	6,200	5,400	6,300	83,100	18,900	64,200
55	2805	巻東中学校	105	14,400	12,700	15,300	12,900	15,600	16,800	16,000	18,200	14,500	12,300	12,200	13,100	174,000	42,400	131,600
56	2806	巻西中学校	109	16,700	14,600	18,700	14,600	18,600	21,400	19,000	20,900	16,800	15,000	14,400	15,400	206,100	50,000	156,100
合計			5,415	863,000	680,400	821,200	646,700	732,100	804,500	810,600	851,500	649,800	611,900	602,500	689,800	8,764,000	2,364,600	6,399,400

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校外〇〇校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校 外〇〇校）
- 2 契約期間 令和6年7月1日午前0時から 令和7年6月30日午後12時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

(別表) 供給場所

番号	学校名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			

49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該区域の送配電事業者が一般需要家に単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)

を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
 - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
 - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
 - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
 - (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項

の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額（入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額）の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。